

令和6年8月2日

お知らせ

課名	疾病感染症対策課
担当	藤田、松岡
内線	3365、3368
直通	086-226-7331

「腸管出血性大腸菌感染症注意報」を発令します

腸管出血性大腸菌感染症の患者等発生数が増加し、7月は10人以上となりました。これから発生数が増加する時期を迎えることから、県では、本日、「腸管出血性大腸菌感染症注意報」を県下全域に発令し、次のとおり県民への注意喚起を図ります。

記

1 県民への注意喚起の方法

- ・マスメディアへの情報提供
 - ・保健所、関係機関等を通じた注意喚起
 - ・県のホームページ等による広報の実施
- 疾病感染症対策課 (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/362/>)
感染症情報センター (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/309/>)

2 主な周知内容

(1) 予防方法

- ・調理前、食事前、排便後、動物を触った後は手をよく洗いましょう。
- ・台所は清潔に保ち、まな板、ふきん等の調理器具は十分に洗浄消毒をしましょう。
- ・生鮮食品や調理後の食品を保存するときは冷蔵庫（10℃以下）で保管し、早めに食べましょう。
- ・食肉など加熱して食べる食品は、中心部まで火を通すとともに、焼き肉などの際は生肉を扱うはしと食べるはしを別々にしましょう。
- ・乳幼児や高齢者等、抵抗力の弱い人は、生や加熱不十分な肉を食べないようにしましょう。

(2) 気になる症状があるときは、医師の診断を受けましょう。

- ・主な初期症状は、「腹痛」、「下痢」などで、更に進むと水様性血便になります。
- ・溶血性尿毒症症候群(HUS)や脳症等の重篤な合併症を発症することもあります。

(3)患者からの二次感染に気をつけましょう。

- ・患者の便に触れた場合は、手をよく洗い消毒をしましょう。
- ・患者が入浴する場合は、シャワーのみにするか、最後に入浴するなどしましょう。
- ・患児が家庭用ビニールプールで水浴びをする場合、他の幼児とは一緒に入らないようにしましょう。
- ・患者が衛生に配慮をすれば、外出の制限等は必要ありません。

(参考資料)岡山県の腸管出血性大腸菌感染症注意報等の概要

専門家からの意見を聴取した上で、発令を判断する。

	注意報	警報
目的	県民の注意を喚起することで、予防及びまん延防止を図る。 (広く県民に周知をはかることで当該感染症の予防及びまん延防止を図る)	
基準	<p>「頻発している状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から日曜日までの7日間を1週間とし、二次医療圏において3週連続して患者が発生した場合 ・暦の月に10人以上の患者等が発生した場合 ・暦の月ごとに過去の発生と比較して著しく多くの患者等が発生していると認められる場合 	<p>重症例の多発や著しい流行など特に緊急に注意喚起が必要なとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暦の月に30人以上の患者等が発生した場合
発令区域	二次医療圏あるいは県下全域	
発令内容	手洗いの励行及び食品の加熱等呼びかける。	注意報よりさらに強く予防及び早期受診を呼びかける。
解除基準	月の発生件数が2ヶ月連続して5人以下の場合	

(参考資料)過去10年の発令状況

年度	注意報発令日	警報発令日
平成26年	平成26年7月9日	平成26年8月1日
平成27年	平成27年8月6日	
平成28年	平成28年8月26日	
平成29年	平成29年7月5日	
平成30年	平成30年6月19日	
令和元年	令和元年6月17日	
令和2年	令和2年6月16日	
令和3年	令和3年7月30日	
令和4年	令和4年7月19日	
令和5年	令和5年6月23日	

腸管出血性大腸菌患者等発生状況の推移

○月別患者等発生数

令和6年8月2日

	男	女	合計
1月	1		1
2月	1	1	2
3月		1	1
4月	2		2
5月	3	2	5
6月	3	2	5
7月	3	7	10
8月			0
9月			0
10月			0
11月			0
12月			0
計	13	13	26

○年齢別累積患者等数

	男	女	合計
0～9歳	3	3	6
10～19歳	1	1	2
20～29歳	3	1	4
30～39歳	4		4
40～49歳		2	2
50～59歳	1	3	4
60～69歳	1	1	2
70～79歳		1	1
80～89歳		1	1
90歳～			0
計	13	13	26

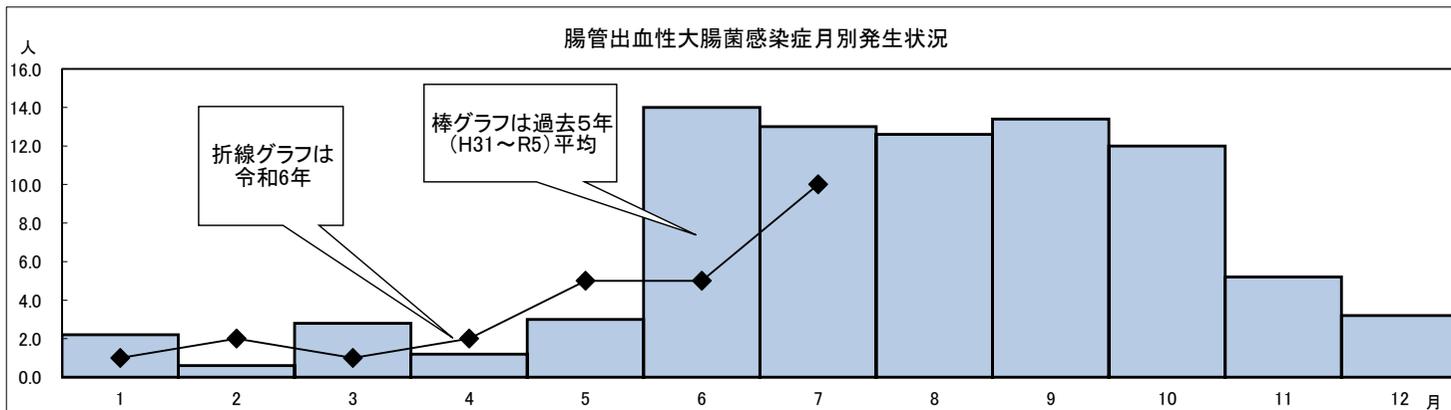
○腸管出血性大腸菌種類別患者等数

	男	女	合計
○1			0
○8			0
○20			0
○26	2	2	4
○28			0
○63			0
○91			0
○103	1	2	3
○111		1	1
○119			0
○115			0
○121			0
○128			0
○145	1	1	2
○156			0
○157	7	5	12
○158			0
○159			0
○166			0
OUT	2	2	4
不明			0
計	13	13	26

腸管出血性大腸菌感染症発生状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	備考
H8								8	5	7	2	3	25	
H9	1	2	1	5	5	94	8	4	6	1	6	1	134	集団発生:6月 89人
H10	3	0	0	0	3	6	24	28	14	9	3	2	92	集団発生:8月 13人
H11	33	6	2	10	3	13	16	12	12	7	2	0	116	集団発生:30人(1月 28人、2月 2人)
H12	0	1	1	6	2	11	18	16	18	24	1	0	98	H12から要領施行
H13	0	2	2	2	8	9	20	16	12	8	1	2	82	8月8日注意報発令
H14	5	2	0	8	24	4	11	14	6	8	12	1	95	5月15日注意報発令
H15	2	0	4	2	7	20	34	14	10	1	13	0	107	6月19日注意報発令、7月18日警報発令、11月28日注意報発令
H16	0	0	2	19	41	30	15	51	16	11	4	5	194	4月16日注意報発令、8月11日警報発令、集団発生:29人(5月 21人、6月 8人)
H17	0	1	6	6	12	13	24	34	11	15	10	2	134	5月25日注意報発令、9月2日警報発令
H18	5	4	5	5	3	15	13	43	21	6	12	0	132	6月19日注意報発令、8月28日警報発令
H19	3	0	4	4	9	8	17	22	19	21	3	2	112	7月9日注意報発令
H20	6	0	0	6	8	6	12	34	20	20	4	1	117	6月10日注意報発令、9月2日警報発令(H21.1.20解除) 集団発生(倉敷市8月4人)
H21	0	0	1	2	8	17	44	17	10	11	4	2	116	6月18日注意報発令、7月24日警報発令(H22.1.28解除)
H22	3	1	2	1	3	12	8	10	16	9	1	0	66	6月29日注意報発令(H23.1.20解除)
H23	2	5	0	0	3	14	11	11	12	5	1	3	67	6月23日注意報発令(H23.12.8解除)
H24	2	1	0	0	1	11	7	115	11	8	0	13	169	6月28日注意報発令、8月7日警報発令(H25.3.5解除)、集団発生(倉敷市7、8月105人)
H25	2	0	2	3	6	8	15	19	12	6	9	5	87	7月10日注意報発令(H26.2.5解除)
H26	2	0	1	1	6	6	30	14	2	8	0	2	72	7月9日注意報発令、8月1日警報発令(H27.1.9解除)
H27	2	0	0	2	0	6	7	27	14	2	3	0	63	8月6日注意報発令(H27.12.8解除)、集団発生(倉敷市8月12人)
H28	1	1	0	5	2	3	5	12	19	10	6	1	65	8月26日注意報発令(H29.2.9解除)
H29	0	2	0	0	1	7	11	27	9	3	7	3	70	7月5日注意報発令(H30.2.2解除)、食中毒(8月)
H30	0	1	0	3	1	14	9	15	11	7	8	1	70	6月19日注意報発令(H31.2.5解除)
R1	1	0	3	0	8	15	8	5	10	2	6	4	62	6月17日注意報発令(R2.2.13解除)
R2	4	2	2	2	1	22	16	8	21	22	2	0	102	6月16日注意報発令(R3.1.7解除)
R3	1	1	2	1	2	7	11	12	18	19	5	2	81	7月30日注意報発令(R4.1.6解除)
R4	3	0	2	2	1	8	16	14	5	4	7	5	67	7月19日注意報発令(R5.2.10解除)
R5	2	0	5	1	3	18	14	24	13	13	6	5	104	6月23日注意報発令、食中毒(岡山市6月1件)、集団発生(8月1件13人)(R6.2.9解除)
R6	1	2	1	2	5	5	10	0	0	0	0	0	26	8月2日注意報発令
過去5年計	11	3	14	6	15	70	65	63	67	60	26	16		
平均	2.2	0.6	2.8	1.2	3.0	14.0	13.0	12.6	13.4	12.0	5.2	3.2	83.2	

※平成8年8月6日 伝染病予防法:指定伝染病 平成11年4月1日 感染症法:3類感染症



腸管出血性大腸菌感染症 注意報発令中！



©岡山県「ももっち・うらっち」

日常的に感染防止策を 実施しましょう



- ◎調理前、食事前、排便後、動物を触った後等は手をよく洗いましょう。
- ◎台所は清潔に保ち、まな板、ふきん等の調理器具は十分に洗浄消毒しましょう。
- ◎生鮮食品や調理後の食品を保存するときは、冷蔵庫(10℃以下)で保管し、早めに食べましょう。
- ◎食肉など加熱して食べる食品は、中心部まで火を通すとともに、焼き肉などの際は、生肉を扱うはしと食べるはしを別々にしましょう。
- ◎乳幼児や高齢者等、抵抗力の弱い人は、生や加熱不十分な肉を食べないようにしましょう。

気になる症状があるときは、 早めに医療機関を受診しましょう



- ◎主な初期症状は、「腹痛」、「下痢」などで、更に進むと水様性血便になります。
- ◎重篤な合併症である溶血性尿毒症症候群(HUS)や脳症等を発症することもあります。

家庭内等での二次感染に 気をつけましょう



- ◎二次感染を防止するため、患者の便に触れた場合は、手をよく洗い消毒しましょう。
- ◎患者が入浴をする場合は、シャワーのみにするか、最後に入浴するなどしましょう。
- ◎患儿が家庭用ビニールプールで水浴びをする場合、他の幼児とは一緒に入らないようにしましょう。
- ◎患者が衛生に配慮すれば、二次感染は防止できますので、外出の制限等は必要ありません。